

平成28年小田原市議会12月定例会

総務常任委員会追加資料

資 料 名	所 管 課	頁
小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則の一部改正（案）について	環 境 保 護 課	1
小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例等の一部改正に対する市民意見の募集結果について		2

平成28年11月30日

小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則の一部改正（案）について

1 改正理由

墓地等の経営が市民の生活及び周辺環境に及ぼす影響を考慮し、墓地等の経営の許可等に係る基準について所要の措置を講ずる等のため改正する。

2 内 容

(1) 墓地等を経営しようとする宗教法人に適用する事務所要件の強化

墓地、納骨堂又は火葬場を営もうとする宗教法人が市内に主たる事務所又は従たる事務所を継続して有していなければならない期間を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
5 年	3 年

(2) 墓地及び納骨堂の設置場所の基準の変更

墓地及び納骨堂は、宗教法人がその者の主たる事務所が存する境内地に隣接し、又は近接する土地にこれらを設置しようとする場合等を除き、その境界線と人が現に居住し、又は使用している建物との最短の距離が110メートル以上なければ設置できないこととする。

(3) 墓地の駐車場における車椅子使用への配慮

墓地に設置する駐車区画数に100分の1を乗じて得た数以上の駐車区画は、車椅子を使用している者の利用に配慮したものでなければならないこととする。

(4) 規制の強化に伴う経過措置

(1) から (3) までの規制の強化に伴う所要の経過措置を定めることとする。

(5) その他

規定を整備することとする。

3 適 用

平成29年 1 月 1 日

小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例等の一部改正に対する 市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例等の一部改正
政策等の案の公表日	平成28年11月16日(水)
意見の提出期間	平成28年9月15日(木)から平成28年10月14日(金)まで
市民への周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報おだわら9月15日号掲載 ● 市ホームページへの掲載 ● 意見募集要項の配布 (環境保護課、行政情報センター、タウンセンター、市内各支所・連絡所・窓口コーナー)

2 結果の公表

提出された意見は次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	50件(11人)
インターネット	3人
ファクシミリ	4人
郵送	3人
直接持参	1人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

区分	意見考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	2
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	3
C	今後の検討のために参考とするもの	18
D	その他(質問など)	27

<具体的な内容>

(1) 改正の背景・目的(1件)

NO	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	背景に関しては、市街化調整区域における本市の土地利用政策や墓地埋葬行政等行政の側に問題を抱えているにもかかわらず、事業者と住民との対立が強調されているように思われます。	D	現行条例の課題を踏まえ、この度、市民生活における墓地等と周辺環境との調和を図ることを目的として、墓地の設置場所の基準等を改正するものです。

(2) 「趣旨」を「目的」に変更(2件)

NO	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
2	趣旨を目的に変更することは良いと考えますが、大事なことは追記した内容を、いかに具現化できるかです。	D	追記した内容が具現化されるよう、努めていきます。
3	今までの条例・規則・審査基準は機能しているのですか。周辺環境との調和は、法、条例に基づき行われているはずであり、何か問題が起こっているのですか。	D	条例等の目的を明確にするため、趣旨を目的に変更するものです。

(3) 経営主体を市内に「主たる事務所」を有する宗教法人等に限定(1件)

NO	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
4	「主たる事務所」の定義を明確にする必要があると思います。	B	「主たる事務所」は、本市の審査基準でも定義されており、現に宗教活動が行われている拠点の建物で、登記がなされているものを指します。

(4) 市内に事務所を継続して有する期間の延長(1件)

NO	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
5	「有する」ことの定義、根拠を明確にする必要があります。	D	「有する」とは、「所有する」という意味で、現行の規則でも使用されており、定義、根拠を明確にする必要は特になく考えます。

(5) 費用の借入れ先を金融機関に限定(2件)

NO	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
6	「金融機関」のうち「ノンバンク」は除くことが望ましいと考えます。	B	銀行法等で規定する金融機関に限定するため、「ノンバンク」は除かれます。
7	資金については自己資金と銀行からの借入となりますか。	D	そのとおりとなりますが、寄付金も資金として認められています。

(6) 土地の所有を自己所有に限定(1件)

NO	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
8	地上権の設定がされている土地を自己所有にすることにより、どのように墓地経営の適正化を図られるのですか。	D	自己所有地の方が経営の安定性が高いため、より経営の適正化が図れるものと考えます。

(7) 焼骨を埋蔵する墓地等と、人が現に居住し又は使用している建物との距離(9件)

NO	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
9	墓地の計画が持ち上がった後、それを反対する者が適当なプレハブ等で居住し始めることで対抗できてしまう恐れがあります。	D	人が現に居住し、又は使用しているとの認定は、よく実態を調査して判断していきたいと考えます。
10	既存の寺院については適用除外となっているが、墓地の拡張の際にもこの規定を適用するという考えはありますか。	D	墓地を拡張する場合は、通常周辺環境の阻害が低いものとするため、原則として適用する考えはありません。
11	特に交通混雑や臭気など、近隣住民の生活に支障がないようにしてほしい。そのためには改正案の様に民家から110m離すことは必須と考えます。	B	本改正において、周辺環境との調和を勘案し、人が現に居住し、又は使用している建物から110m以上の距離制限を設けます。
12	建物との距離について、「一定の要件」は決まっているのか。決まっていなければ決めていただき、決まっているのであれば、明示をお願いしたい。(2件)	D	宗教法人の既存の主たる事務所が存する境内地に隣接又は近接することと考えています。
13	人家より110m以上の距離制限を設けようとする根拠を公共の福祉の観点から説明してほしい。	D	市民の生活及び周辺環境に及ぼす影響を勘案した規定と考えています。
14	人が現に居住、使用している建物に対する距離規制は110mでは短すぎるので、近隣住民からの反対運動も起こらぬよう、適正な距離に改正する必要があると考えます。	D	現行では、学校、病院、福祉施設に110mの距離規制があり、人が現に居住した、使用している建物にも同じ距離規制をしていくことが、妥当であると考えます。
15	民家等から110m以上離れた土地に墓地等の経営を行う者は、近隣住民説明会等を行う必要はないのか。(2件)	D	墓地計画地の境界線から110m以内に建物がない場合でも、110m以内の土地所有者や、自治会に対して説明会を行う必要があります。

(8) 設置場所を、主たる事務所が存する境内地に隣接又は近接した場所に限定(10件)

NO	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
16	在来仏教系寺院墓地(檀家墓地)のみを推奨するような条例の改正案は、公共の福祉及び信教の自由を保障した憲法の趣旨を大きく逸脱している。	C	<p>城下町として発展し、多くの寺院が存在し、寺院、墓地、近隣居住が密接している本市の特性を維持するため、改正案として検討しましたが、宗教法人の主たる事務所が存する境内地に隣接又は近接した場所を2(6)の規制の適用除外とすることにより、その目的とするところは概ね達成されるところと見え、今回の改正では採用しないこととします。</p>
17	経営主体からも公益法人を除外し、宗教法人等に限定する事は、公益団体による宗旨誘導ではないか。	C	
18	適用を除外する市長の認めるやむを得ない事情を説明いただきたい。(2件)	C	
19	墓地の設置場所を当該宗教法人に対し、110m以内と限定することは、周辺環境を阻害しないとの考え方ならば、他の宗教法人の墓地が110m以内に既存する場合は、周辺環境を著しく阻害しないと考えるがいかがか。	C	
20	墓地の設置場所について、「主たる事務所が存する境内地に隣接又は近接した場所」に限定した場合、霊園方式の墓地が極度に制約され、かつ、境内地に隣接・近接した場所を広範に確保することも困難であることから、改正後の条例は、実質的に新規の墓地経営を禁止するものではないか。	C	
21	小田原市と同一県内にあり、人口等類似点の多い平塚市や茅ヶ崎市その他の市の条例をみても、墓地等の設置場所を「主たる事務所が存する境内地に隣接又は近接した場所」に限定した条例を置いていない。小田原市のみが周辺条例から突出して規制を強化する必要性はない。	C	
22	本改正は余りにも規制の程度が強く、また墓地を必要とする市民の利益を大きく害する。	A	
23	当該法人が存する地域は商業地及び住宅地であり、新たに隣地又は近接した場所を新たに確保することは不可能である。	C	
24	既存の寺院等の墓地の設置場所が山裾に拡がっている場合、山林や緑の環境保全の観点から、その拡張には慎重な配慮が必要と思います。	C	

(9) 設置しなければならない駐車場の区画数の増加(6件)

NO	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
25	既存の寺院が墓地を拡張する際においては、拡張後の総区画数の8ないし10%以上の区画数とするのか。	C	<p>他市の事例も参考に、墓参りシーズン等の周辺道路の混雑を緩和するため、設けるべき駐車場の区画数を増やす改正案を検討しましたが、さらなる検討が必要と考え、今回の改正では見送ることとします。</p> <p>なお、区画数のうち、1%を車椅子に配慮したものにすることは、他市の事例や神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例を参考に改正いたします。</p>
26	市営久野霊園は、障害を持つ方々に対する配慮が成されていない。 本条例を施行する小田原市は、新条例の指導徹底を期する為、久野霊園改修工事の予算案を同時提出すべきです。	C	
27	市営久野霊園に於ける駐車場環境の改善について、各区画に近接した整備計画(277台)の予算案を同時提出すべきと考えます。	C	
28	駐車場区画台数や、区画台数のうち1%を車椅子利用者に配慮したものに する根拠は何か。	C	
29	駐車場を新たに確保するとなると多額の費用を要し、墓地増設が困難になり、実質的には墓地増設を禁止するものと考えられる。	C	
30	区画数と駐車場の関係(規制)については、道路事情も考慮して、現実と計画をよく調査すべきと考えます。	A	

(10) 適用年月日等(6件)

NO	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
31	条例・審査基準の施行は、平成29年4月1日、規則の施行は平成29年1月1日が予定されている。 条例の下位法令である規則の改正が、条例より早い時期に施行されるのはなぜか。	D	条例改正を伴わない部分については、別に改正・施行させることが可能であるとの判断によるものです。
32	本改正、とりわけ規則の改正手続は拙速に過ぎる。このような手続は、およそ立法手続に要請される適正に欠いている。	D	適切な周知期間を設けるなど、適正であると考えます。

33	改正の概要には明記されていないが、条例等の改正に伴い、経過措置は取られるのか。	D	
34	改正時点で経営許可の申請前に必要とされる手続の全部又は一部が完了している場合、当該手続の後に予定される申請に関しては、なお改正前の条例が適用されるとの理解でよいか。	D	この条例等の改正以前に既に手続き中のものに係る許可の基準等については、なお従前の例によるという経過措置を設けます。
35	条例改正前に既に履行された事前手続を、条例改正後に再度実施する必要はないとの理解でよいか。	D	
36	それぞれの公布等の期日は予定として妥当とは思いますが、今回、改正条例案全体が示されておらず、市民説明が不十分です。しかるべき時期に市民説明会を実施することを要望します。	C	ご意見は、参考とさせていただきます。

(11) その他(11件)

NO	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
37	企業の参入や名義貸しを完全防止するに条例にしてほしい。	D	融資先を金融機関に限定すること等により、営利企業の参入や名義貸しを防ぎます。
38	資金の出所が分かるように過去5年間遡って預金通帳の開示を義務付ける。	C	財務状況は適宜確認していきます。
39	墓地の排水は浄化したとしても農業水路でなく、下水道に流すようにしたい。	D	設置場所の状況によりますが、適切となるよう指導します。
40	小田原市の考える条例案は、在来仏教系以外の宗教を信仰する小田原市民の方々のための霊園墓地は作らせず、既存の檀家墓地を奨励しているのか。	D	在来仏教系寺院墓地においても、宗旨・宗派を問わない墓地の設置は可能であり、檀家墓地を奨励しているものではありません。
41	既存する墓地を有しない、神社神道系・キリスト教系・創価学会・日蓮宗・天理教などの諸教・無宗教の方々など多数の小田原市民に、檀家墓地を推奨し改宗させることが、小田原市による墓地政策と受け止めざるを得ない。	D	
42	墓地等の経営許可については県の規制を基本とし、新たな条例を制定しないことを要請します。	D	墓地等の経営許可事務は、県から市へ移譲されており、市の特性に合った条例にすることが妥当であると考えます。
43	近隣住民への説明が不十分のまま、事業者が申請手続きを一方的に進められぬようにすべきです。周辺環境との調和、公共の福祉に照らし合わせ、申請には周辺住民の大多数の同意を得ることを必須とするべきです。	D	周辺住民の大多数の同意を求めることは、過度な規制であると思われるため、本市では、協議を行い、相互の立場を尊重し、自主的解決に努めることとしています。

44	今回の一部改正が既存の寺院にどのように影響するのか。説明を読んでも理解に及びませんでしたので、特に既存の寺院に対して説明してください。	C	ご意見は参考とさせていただきます。
45	行政は住民消費者に対して正しく憲法、墓地埋葬法、条例、規則、審査基準、内規をもっと説明努力が必要と考えます。(特に住民反対者)	C	
46	都道府県市町は、各々事情がありますが、法を一律に指導することは違うと思います。	D	墓地埋葬法が、一律の基準を設けないのは、地域の実情に応じた規制が必要であるためと解されますので、条例による規制は妥当であると考えます。
47	墓地・納骨堂計画を全て許可しない条例と解釈します。墓地・納骨堂は公共の施設です。反対者の意見があるなら、賛成者の意見も尊重すべきです。	D	城下町として発展し、多くの寺院が存在し、寺院、墓地、近隣居住が密接している本市の特性を維持したいと考えます。

4 提出意見と関係なく変更する点

	政策案との差異	市の考え方
1	条例において経営許可の基準を明示した。	基準の明確化が必要と考えるため。

